

(案)

第3期古賀市地域福祉計画

第6次古賀市地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

『すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち』をめざして

令和6(2024)年3月

古賀市

社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制と方法
5. 計画の基本理念

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

平成 30(2018)年の社会福祉法改正により、地域福祉計画は福祉分野における個別計画の上位計画として位置づけられ、市町村は地域福祉計画に以下の5つの事項を一体的に定め策定することを努めるものとされました。

令和 3(2021)年の社会福祉法改正により、地域福祉計画において以下の事項の⑤は任意事項から必須事項になり、地域住民の複雑化・多様化したニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、一体的に実施する事業として重層的支援体制整備事業が創設されました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

	国の動向
平成12年	社会福祉事業法が社会福祉法へ改正
平成27年	生活困窮者自立支援法の施行
平成28年	再犯の防止等の推進に関する法律公布
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定
	「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置
	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成29年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（社会福祉法の一部改正）公布
	地域福祉計画策定ガイドライン
平成30年	改正社会福祉法の施行
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和 2年	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布
令和 3年	改正社会福祉法の施行

(2) 自助・互助・共助・公助の考え方

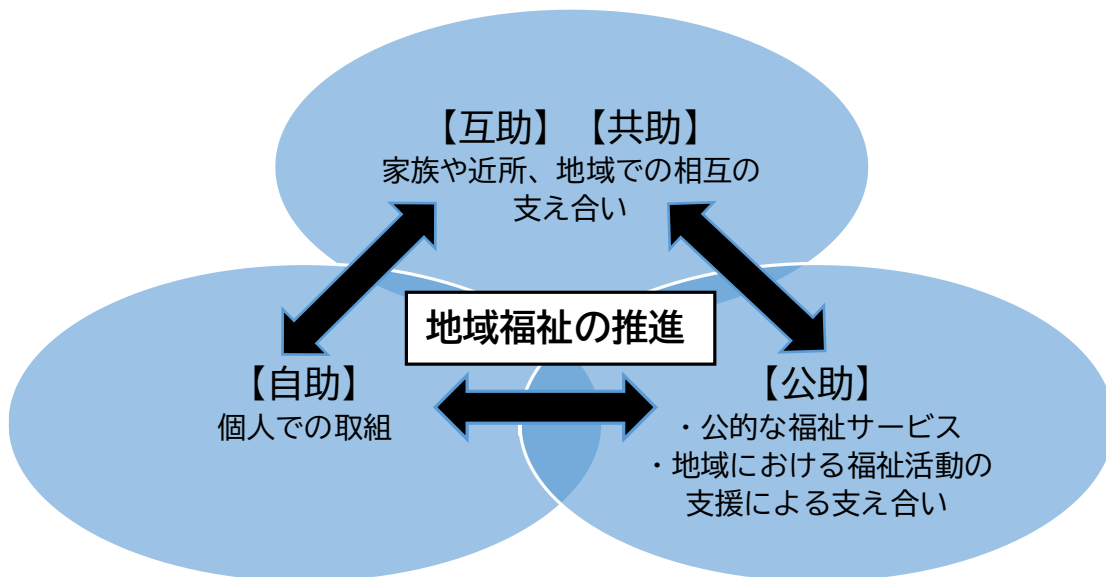
地域社会を取り巻く現状は、年々少子高齢化や核家族化が進行し、価値観や家族のあり方等について多様化が進んでいます。それに伴い、認知症や虐待、孤立死、引きこもりをはじめとした複雑化・多様化した課題が増加しています。

このような状況の下、公的な福祉サービスだけでは複雑化・多様化した課題に対応することが困難になってきています。これらの課題に対して、「自分でできることは自分です（自助）」、「家族や近隣の身近な人間関係の中での支え合い・助け合い（互助）」、「地域におけるさまざまな団体による支え合い・助け合い（共助）」、「行政機関による公的な福祉サービスの提供や地域における福祉活動の支援（公助）」により、制度によるサービスの利用だけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、重層的な支え合い・助け合いの体制を構築していくことが求められています。

【図表1－1参照】

このように、誰もが住み慣れた地域で助け合い、支え合いながらいきいきと暮らせるよう、地域におけるさまざまな福祉の問題に地域住民や福祉関係者などが協力して取り組むことを「地域福祉」といい、地域福祉の推進が必要とされています。

【図表1－1：地域福祉の推進に向けた自助・互助・共助・公助の関係】

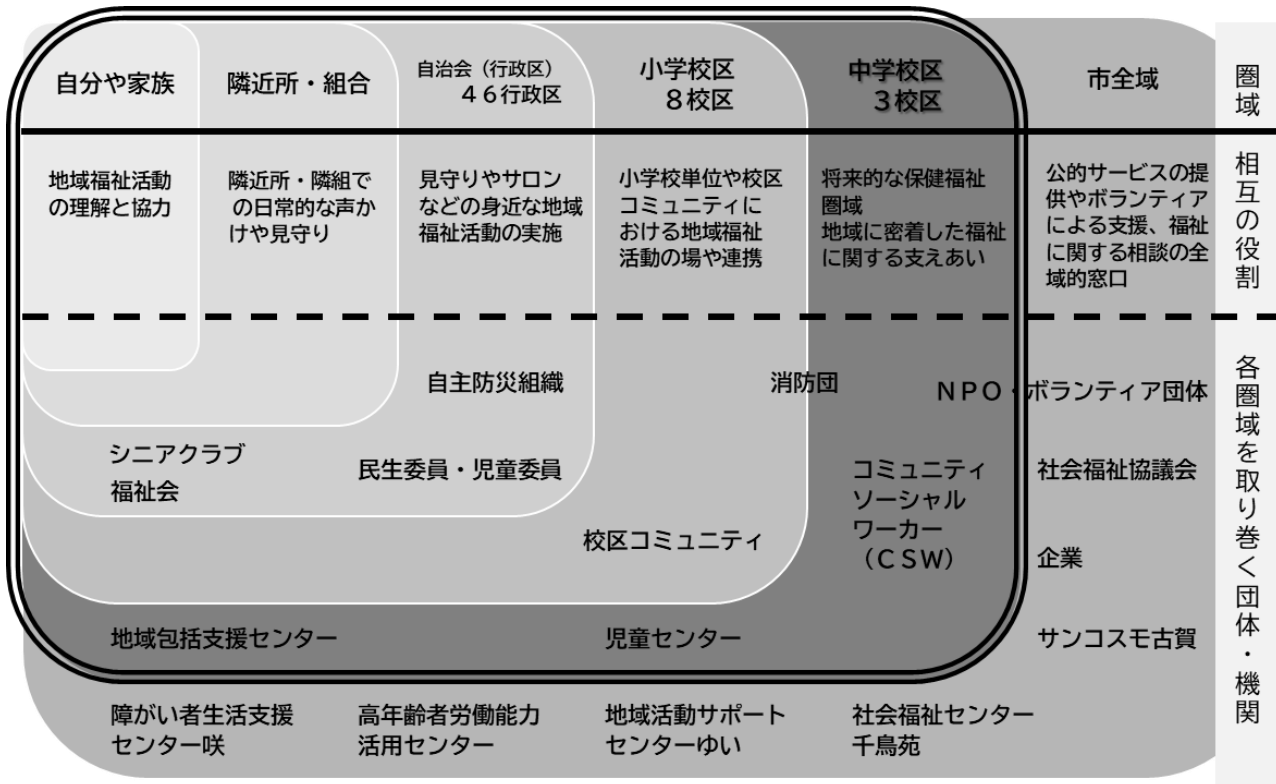


(3) 古賀市の地域福祉推進のための圏域

地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、住民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに市内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的にすすめていくことが大切です。

なお、本市では、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」において、中学校区を単位として3つの「日常生活圏域」を設定しており、本計画でも同様とします。【図表〇-〇】

【図表〇-〇：地域福祉推進のための圏域の考え方】



2. 計画の位置づけ

(1) 古賀市地域福祉計画の背景

古賀市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得ながら、地域生活課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などに取り組むための総括的な計画です。

本市では、第1期古賀市地域福祉計画は平成20(2008)年に策定しました。その後、平成31(2019)年に第2期古賀市地域福祉計画を古賀市地域福祉活動計画と一体的に策定しました。

(2) 古賀市がめざす地域共生社会の実現に向けた考え方

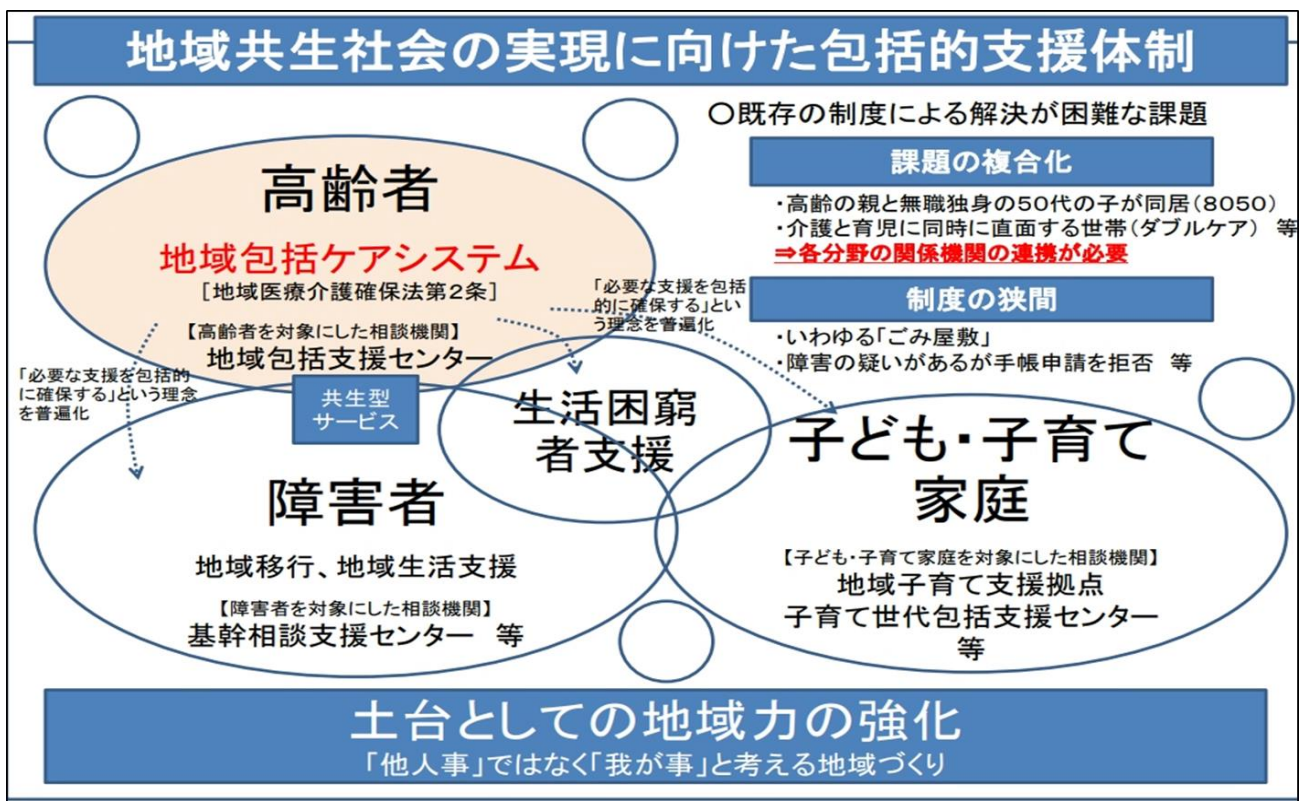
本市では、高齢者施策として、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきましたが、今後もこれを推進するとともに、包括的な支援の考え方を全世代・全対象に発展・拡大し、障がい、子育てなど各制度とも連携して、新たな包括支援体制の構築をめざす必要があります。

新たな包括支援体制を構築するためには、ワンストップで分野を問わず相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密に行うことと併せて、住民を含む多様な主体の参加に基づく「支えあい」を醸成することが必要です。

令和3(2021)年4月施行の改正社会福祉法により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民や

その世帯の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施するものです。今後、重層的支援体制整備事業を効果的に実施することができるよう、本計画策定を通じて、地域における関係機関等の中で、地域や地域住民が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念やめざすべき方向性について認識の共有を図ることが重要です。

本市では、地域のことを自ら考え行動し、助け合いを強めていく住民・地域の支援者と、包括的な支援体制に必要なシステムを構築する行政・社協が協働することによって、誰もが支え、支えられるという地域共生社会の実現をめざします。



(3) 一体的策定

地域福祉実現のプロセスは、下記計画の実現のためのプロセスと通じるものがあり、各分野を横断し一体的に展開した方がより効果的であると考えられる事項が多く含まれることから、本計画から新たに「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」、「第2期のちを支える自殺対策計画」、「再犯防止推進計画」を包含し策定します。

各計画の根拠法令は下記のとおりです。

【重層的支援体制整備事業実施計画】

社会福祉法第106条の4第2項に基づく計画です。

地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業

です。この3つの支援は、個別支援の観点から、「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティーネットを構築し強化するものです。

【成年後見制度利用促進基本計画】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画です。

【いのち支える自殺対策計画】

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、令和元（2019）年に策定した計画です。

【再犯防止推進計画】

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画です。

（4）古賀市地域福祉計画と古賀市地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画は社会福祉法107条に基づく行政計画で、地域福祉を推進する基盤や仕組みを行政の公的責任として明示する計画です。

一方、地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や自治会等の住民組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の民間団体による地域福祉の推進をめざす自主的・自発的な行動計画（アクションプラン）であり、地域福祉計画と相互に連携する関係です。

【図表1-3参照】

（5）その他関連計画との関係

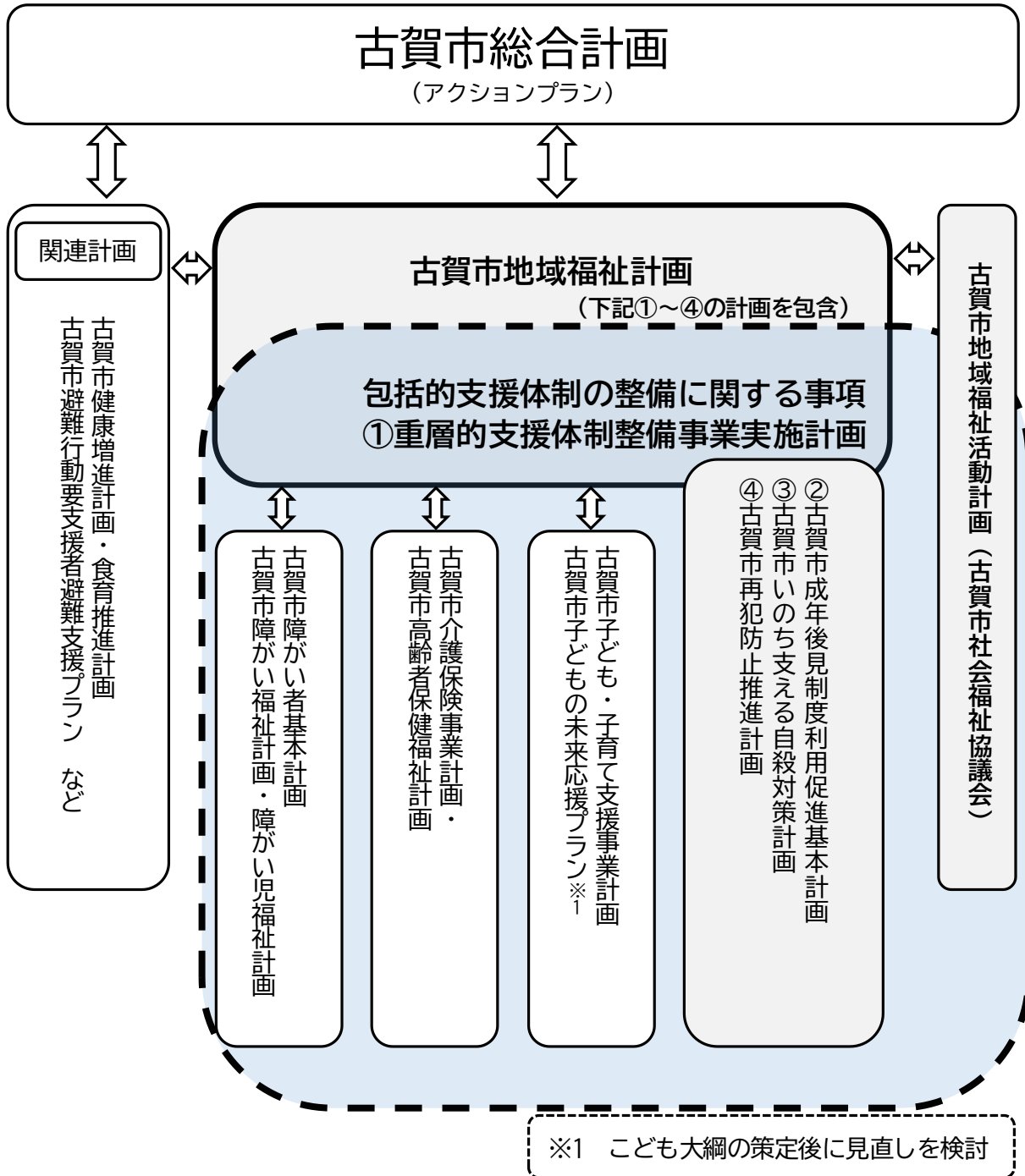
古賀市地域福祉計画は、福祉分野における古賀市障がい者基本計画や古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画などの上位計画として位置づけます。また、福岡県地域福祉支援計画を勘案するとともに、関連する古賀市避難行動要支援者避難支援プランや古賀市健康増進計画・食育推進計画などとの整合性を図ります。

本計画における施策・事務事業は、第5次古賀市総合計画（令和4（2022）年度～令和13（2031）年度）のアクションプランに位置づけられていることから、アクションプランにおける予算編成、行政評価を効果的に連動させ、進行管理を行います。また、有識者や市民などによる複合的な視点を取り入れた検証を行います。

QRコード「アクションプラン」



【図表1 - 3 : 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画とその他の計画の関連図】



3. 計画の期間

第3期古賀市地域福祉計画と第6次古賀市地域福祉活動計画の計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間です。

古賀市地域福祉計画、保健福祉部個別計画等の計画期間

計画名		令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
古賀市総合計画（基本構想） 令和4(2022)年～令和13(2031)年		第5次 古賀市総合計画				
アクションプラン						
古賀市地域福祉計画 古賀市重層的支援体制整備事業実施計画 古賀市成年後見制度利用促進基本計画 古賀市いのち支える自殺対策計画 古賀市再犯防止推進計画 令和6(2024)年～令和10(2028)年		第3期				
個別計画	障がい福祉 古賀市障がい者基本計画 令和3(2021)年～令和8(2026)年	第4期				
	障がい福祉 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画 令和6(2024)年～令和8(2026)年	第7期・第3期				
	高齢者福祉 古賀市介護保険事業計画・ 高齢者保健福祉計画 令和6(2024)年～令和8(2026)年	第9期・第10次				
	古賀市避難行動要支援者避難支援プラン					
	古賀市子どもの未来応援プラン 平成31(2019)年～令和5(2023)年					
	児童福祉 古賀市子ども・子育て支援事業 計画 令和2(2020)年～令和6(2024)年	第2期				
古賀市地域福祉活動計画 【古賀市社会福祉協議会】 令和6(2024)年～令和10(2028)年		第6次				

4. 計画の策定体制と方法

(1) 古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会

計画の策定にあたり、さまざまな見地からの意見を反映するため、福祉・保健・医療関係者、学識経験者、公募市民等で構成する「古賀市地域福祉計画・古賀市地域福祉活動計画策定委員会」において、本計画の策定に係る審議を行いました。

(2) 各種調査による実態把握

20歳以上の市民2,000人を対象とした「古賀市地域福祉計画アンケート調査」等を行いました。また、「地域支え合いネットワーク意見交換会」等の調査データや住民の意見を活用しました。関係分野については「高齢者実態調査」等の調査データを活用しました。

なお、幅広い意見を聴取するため、パブリック・コメント（市民意見公募手続）を活用し、地域福祉に関する現状と課題の把握を行い、計画への反映に努めました。

5. 計画の基本理念

「すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち」

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も
誰もが生きがいを持ち 住み慣れた地域で 支え 支えられ
健康で安心して暮らせるまちをめざします

古賀市地域福祉計画では、令和 4(2022)年度に策定した第 5 次古賀市総合計画の基本目標を継承し、基本理念とします。この基本理念は、古賀市における地域福祉推進の基本的な方向性を定めたものであることから、市民、社協、古賀市が一体となって地域福祉を推進します。